

平成28年 第68回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 6 日）

平成28年 3 月16日（水曜日）

議事日程（第 6 号）

平成28年 3 月16日 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（12名）

1 番 藤 原 裕 和	7 番 小 寺 俊 輔
2 番 藤 原 日 順	8 番 松 山 陽 子
3 番 山 下 皓 司	9 番 三 谷 克 巳
4 番 宮 永 肇	10 番 小 林 和 男
5 番 藤 原 資 広	11 番 藤 森 正 晴
6 番 廣 納 良 幸	12 番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤 田 俊 一 係長 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山 名 宗 悟	地域振興課長 石 堂 浩 一
副町長 細 岡 重 義	地域振興課参事兼観光振興特命参事
教育長 澤 田 博 行 山 下 和 久
会計管理者兼会計課長兼町参事	建設課長 真 弓 俊 英
..... 谷 口 勝 則	地籍課長 児 島 則 行
総務課長 前 田 義 人	上下水道課長 中 島 康 之
総務課参事兼財政特命参事	健康福祉課長兼地域局長
..... 児 島 修 二 大 中 昌 幸
総務課副課長兼地域創生特命参事	病院事務長 細 岡 弘 之

..... 藤原登志幸	病院事務次長兼医事課長
情報センター所長 藤原秀洋 浅田譲二
税務課長 和田正治	病院総務課長兼施設課長
住民生活課長 吉岡嘉宏 藤原秀明
住民生活課参事兼防災特命参事	教育課長 松田隆幸
..... 田中晋平	教育課参事兼センター所長
 坂田英之

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第68回神河町議会定例会第6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

早速、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第1、一般質問であります。

昨日に引き続き、一般質問を行ってまいります。

それでは、8番、松山陽子議員を指名いたします。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

このたびの質問につきましては、以前に一般質問等をさせていただいた回答後の検討や取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

これまでの一般質問においては、検討課題としたい、また、要望していく、可能かどうかなどを考えるなどとの答弁をされた、次の事項の取り組みについて状況をお伺いしたいと思います。

このたびは4点についてお伺いしたいと思います。その内容としましては、生活改善の申し合わせ事項、職員の制服について、それから障害者等のショートステイの受け入れについて、それから介護従事者の確保対策についての4点です。

まず、1点目の生活改善申し合わせ事項について、区長会での協議結果と住民への周知についてお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の御質問にお答えしていきたいと思っております。

1点目の生活改善の申し合わせにつきましては、松山議員御質問のとおり、これまでも一般質問におきまして質問があり、そして、執行部といたしましても婦人会、また区

長会等で協議をし、一昨年の3月議会でも質問をいただいた中で答弁もさせていただいているところでございます。

詳細につきまして、この後、住民生活課長のほうから経過、そして現在の状況について御報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡でございます。それでは、質問にお答えをしたいと思います。

平成17年の合併時の区長会申し合わせ事項は、葬儀における町内の香典返し及び櫛の廃止でございます。このことは浸透しているなど実感しているところでございます。しかし、見舞い返し、結婚、出産、建前等の祝い返し、初盆のお供えの返しなどについては区長会として統一した申し合わせは行っておりません。

さて、議員から御質問を頂戴し、当時の婦人会でも御協議いただきましたお見舞い返し、お祝い返し、お供え返しにつきましては、一昨年3月議会でも御質問をいただいて、区長会の役員会でも協議していただいたところですが、結論としましては画一的に決めるべきではないとの結論に至っております。

その背景としましては以前、婦人会の支部長会で御検討いただいた際の意見として見舞い返し廃止、建前やお祝いの簡素化を求める意見というのと、もう一つは、個人の判断や隣保・区単位の文化、慣習があって、その単位ごとで取り決めすべきなどの意見で、さまざまな意見でこれらという取りまとめができなかったことが背景かなと思っております。

いずれにいたしましても、町で考える範疇と区で考えるものの整理をとの御意見を踏まえ、これまでどおりの答弁とはなりますが、統一をした考え方で対応は難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） これまで平成24年の6月から4回ほど一般質問をさせていただきました。その間、婦人会が存続するときには婦人会の役員さんを通していろんなアンケートをとっていただきました。その回答については先ほど吉岡課長が言われたような内容もありました。ただ、その中には、やはり特に見舞い返しについては廃止であるということと頭に入れておられる方が多くいらっしゃるという中での回答もあったかと思ひます。それをやはり考えていただきたい内容であったかと思ひます。

生活改善申し合わせ事項につきましては、以前、担当しておられた今、参事になっておられる足立さん、課長でいらっしゃる時にそういったことでのアンケートもしていただいたんですけども、そのときにいただいた資料がちょっと今手元にありまして、旧神崎につきましては、平成11年7月に再検討された内容の分のコピーしたものがあ

ます。そして、旧大河内町につきましては、平成3年の12月に検討された分の資料が手元にありました。これにつきましては、やはり内容につきましては、香典返しなどは廃止、それから見舞い返しはしないという両町とも統一した形の内容でした。ですから、このことにつきましては、やはりその平成4年以降、また平成11年以降につきましても、その内容でもって生活をしておられる方が多くいらっしゃるということです、合併したから香典返しだけは廃止となったというものではなくて、そういった日常生活の中でまだずっと頭の中に入れておられる中については、見舞い返しはやはりお互いさまということで廃止になってるという思いの方が多くいらっしゃいます。ただ、いろいろな年月の流れの中で、それから新しく結婚して入ってこられる方、それから昔からの、どういうんですか、律儀な方の考え方というか、そういったことが入りまじって今現在にあるということです。ですから、今までの取り決めどおりに、最近も入院して、おばあちゃんが入院したけれども、退院した。けれども、お見舞い返しは返さなくてもいいという形で思っておられた方が、この前ちょっとお話を聞いたんですけれども、御近所の方がほかの方から見舞い返しをいただいたと、だから、あなた、しなくていいんですかと言われたと。やはりそういったことのトラブルっていうのか、思い違いとか、そういったことの原因にもなりますので、その区長会では一律な取り決めが難しいというふうに取り上げられたんですけれども、やはり見舞い返し等については廃止であるということが前提で考えておられる方がたくさんいらっしゃるということを踏まえて、やはり新たにもう一度、検討していただくことが可能であれば検討していただく、それがもう区長会でしないということであるとするなら、今現在の状況で決まっていること、香典返しだけ、香典返しと櫛だけは廃止であると、その他のことについては各区で検討していただきたいというふうな内容のことを皆さん、住民の方に周知していただきたいと思うんですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 合併の際の話になるんですけども、平成17年に合併したわけですが、その際に正副区長会というので統合の打ち合わせをしています。そのときに、新区長会に向けた調整事項というのがありまして、新区長会に向けた調整事項、その中で残っているのが、簡単に言いますと、町内の香典返し及び櫛の廃止、この2つだけ、これしか載ってない。このことにつきましては、この2点についてはもう両町、旧の両町で確認をし、やめようというふうにされたということです。

今、松山議員言われてました資料も実は私も持ってまして、確かに旧神崎町、旧大河内町では区長会、婦人会とかの連名で見舞い返しも廃止と書いてございます。それは間違いありません。その資料をもとに区長会の役員会の中でも説明をしたところであります。

今、話になっとるのは見舞い返し、私も本当に悩ましい問題だとは思っております。このことについても、区長会の役員会で2回取り上げています。26年6月16日と2

7年の2月24日の2回話をしまして、松山議員も今おっしゃっておられたように、各区の判断に委ねると。連合区長会としては取り上げないと。理由としましては、個人個人の盛り上がりがあれば、例えば苦情等が区長に数件来るとか、そういったことで区長さんのほうで本当に困ってるんだなということをはかに聞いたりして、これはもうちょっと区長会としても取りまとめをせんといかんという状況になったら別やけども、今のところそういったことは感じてませんというのが区長会の考えでありまして、繰り返しのようになりますが、個人個人の盛り上がりがあれば対応をさせていただく。現状では、櫛の廃止と香典返しだけしないでいくということで、そういったことについて、わざわざ広報するとか有線放送をするとかではなくて、櫛と香典返ししないので浸透しているんやから、特にそういったことを広報するとか、役場してくれとかそういう気もないというのが区長会の判断でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。区長会の判断というのが区長会、役員様の判断なのか、全区長様の御意見なのかがちょっとわからないんですが、実際にそのお見舞い返しのことについては、やはりいろんな方から聞きますので、それがもう別にあえて皆さんに周知しないでもいいというふうに言い切ってそれでいいのかどうなのか。区長会として、もしそれを言わなくていいとするのであれば、町としてはどうなんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民課の吉岡です。この件については行政というよりも、一番お膝元の、住民のお膝元の区長さんが一番の窓口であります。区長さんを通じ、住民の苦情がふえた中で、区長が行政側に有線放送をしてくれとか、チラシつくってくださいとかいうふうになれば、我々事務方は、総務課が区長会の事務局しとるんですが、住民生活課と総務課で協力をして、そういった事務作業は行います。ですんで、それはまず、何よりも区長さん、区長会という順番だと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。それではもう方法としては、私個人の意見ということではないとするにしても、その見舞い返し一つにとっても、各区長さんのほうにそれぞれの主婦の方なりから申し出ていただいて声を上げないことには、これは住民の方へは広報していただけないということというふうにとらせていただいたらいいわけですか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） お見込みのとおり、それでお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 今まで何回か質問させていただいたときには、町長から

も平成24年の12月につきましては、婦人会で検討をいただき、最終的には区長会に諮り、方向性を示したい。それから、最後の平成26年3月の議会のおきましては区長会で協議をお願いし、方向性を出したい、新年度中に報告ができればと思って考えているというふうに町長のほうからのお言葉をいただいております。その言葉イコール、私は何かの形で一般の住民の方に周知をしていただけるというふうに考え、それを待っておりました。残念ながら、そういうふうな形の動きはしないということですので、何らかの形で、やはり住民の方にトラブルのもととなることを一つでも解消していただくような方向をまた考えていくしかないのかなというふうに思っております。ちょっと残念で仕方ありません。

移住してこられる若い人たち、それから今、ひとり暮らしでおられる方、いろんな方がいらっしゃる中で、人口対策をとっていこうという状況の中で、この申し合わせ事項一つにとっても、皆さんに周知していただけないということになると、やはり近所の中でのおつき合いのトラブルのもとにもなるかと思えます。優しいまちづくりとか、思いやりということにつきましては、やはり一つ一つ丁寧に伝えていかないとけないというふうに思っております。それが、やはり区単位で検討をして、それをしていくということにあるとするなら、再度、申しわけないんですけども、区長会におきまして、この申し合わせ事項で一応決まってることを区民の方に周知していただくことだけはお願ひしていただきたいというふうに思っています。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 櫛、見舞い返しはしないという話につきましては、そのとおりで確認事項でございますので、それは区長会等ありますので、その際に櫛、見舞い返しの廃止の徹底ということで、私のほうから再度そういった話はしたいなと思っております。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 香典返しですね、見舞い返しじゃない。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 失礼しました。香典返しと櫛の決まってることについては徹底をして言いたいなと思っております。済みません。以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 松山議員の1点目の御質問でございます。住民生活課長が答弁をしているところでございますけども、行政が何もしなかったということではないというところは御理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

これまで一昨年の3月議会でも答弁させていただいたところでございます。松山議員の御質問をいただいて、そして婦人会の中でアンケートをとって、そしてアンケートを集約し、そして婦人会の中でも協議をいただいて、その結果を区長会に報告をし、区長会の中で協議がなされ、最終的に香典返しと櫛の廃止については、これは従来どおり申

し合わせ事項としてするけども、それ以外については区長会としてはなかなか統一するというにはならないなというところを受けたわけでございまして、それ以降も担当課等では総務課も含めて区長会との話といたしますか、そういうことはしておるといふうに私は聞いておりますが、しかしながら、行政としてどう考えるかといふうに言われますと、行政としては、何をやるにしても一番生活に密着しているところでございしますので、やはりそれぞれの区ごとに区長様にいろいろと御相談をしなければいけないということになりますので、結果として区長会で協議をしていただくしか方法がないといふうに思っております。役員会の中で協議がされた、そしてその結論が出たということは、これは区長会としての結論といふうにとらせていただかなければいけないといふうに思っております。しかしながら、今もなおそういった声があるということは、それは直接お聞きしましたので、それは意見としてこれからも受けとめさせていただきたいといふうには考えるところであります。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 生活改善申し合わせ事項っていうものが旧町のときから申し合わせをつくっておられました。合併して新たにという形のスタートの中では香典返し、それから檜等の廃止ということは決められた。そしたら、それだけの、決められたことだけでも住民の方に周知していただく手だてを、ちょっと何かの形で、どこかの機会でもしくは広報の片隅にでもそういったことだけでもちょっと書いていただけると、皆さんの、どういふんですか、理解が深めれるんではないかなといふうには思ったりもします。これについて、また御検討いただいたらと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。2番目につきましては、職員の制服についてお伺いしたいと思います。このことについて、これは平成23年の12月に質問させていただきました。このときには、町長のほうの回答からしますと、もしくは総務課長でしたか、制服の廃止理由は、制服を支給していた互助会への町補助がなくなったから廃止となったということでした。それについては、あとは可能かどうか考えていきたいとの御答弁だったと思います。このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 町職員の制服についての御質問でございます。平成23年12月議会の一般質問において、松山議員から御質問をいただき、回答をさせていただいたとおりであります。繰り返しの内容となりますが、よろしくお伺いしたいと思います。

制服廃止につきましては、過去には旧両町とも互助会から、主に男性はブレザー、女性にはスーツを支給しておりましたが、互助会に対し町費で補助することや、互助会活動の中に税の対象となるものがあるなどの諸事情により、対象期間の違いはありますが、合併よりも早い時期に制服が廃止されました。廃止の理由は互助会に対する町費補助がなくなり、互助会が財政的に厳しくなったためであります。

次に、住民サービスの向上と職員の責任感、連帯感向上の意味から制服の着用をとの

ことについてであります。庁舎外で顔見知りでない住民の方に職員であるとわかっていただくために、制服は有効であるとは思いますが、また、制服を着用することにより、責任感、連帯感が向上するのではとの御意見についても私自身、同じ思いを持っているところではあります。少なからず効果があると思いますが、しかしながら、今の社会情勢や町財政事情を鑑みると、町費で支給貸与することは決して望ましいことではありませんし、全職員に全額個人負担を求めるわけにもいかないと考えております。このことがベストであるとは決して思っておりませんが、現状では名札を大きくさせていただいて、住民の方にも職員であることがわかりやすいよう、よく目立つようにしておりますし、大きなよく目立つ名札を着用することにより、責任感、連帯感の向上にもつながっているものと考えております。

さらに、TPOや仕事の内容によっても当然、服装は異なるわけではありますが、住民の皆様へ安心感を与えられるような清潔感のある服装、態度に心がけてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

というふうに前回は答弁をさせていただいたわけでありまして。その後ですが、2年前に当時から普通会計職員130名の達成が確実に見込まれることとなったことや、今後の定員管理を踏まえ、職員の数名規模の採用が見込めるようになったこと、あわせて観光PRとしての利用も可能で、町としての一体感を示す効果も期待されることから、全職員、ただし、行政関係は全職員、病院は一部職員の合計300枚程度、1枚3,500円となりますが、その職員に対し、カーミンのポロシャツを貸与することとし、夏場を基本に1のつく日に着用しております。なお、制服という視点で申し上げますと、採用時には全職員に作業服の貸与を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 2年ほど前からカーミンの誕生日が、1のつく日ですかね、その日に合わせて服を着ておられるのはお見受けしております。このことからして、どうしてこのポロシャツが着れて制服が用意できないのかなというふうに、ちょっと疑問に思うこともありました。

このカーミン、このポロシャツについては観光というかPRを兼ねたということだとは思いますが、やはりそれを1のつく日だけというふうな形で着ておられるのも、それもPRにはちょっと弱い部分もあろうかなというふうにも思います。できれば、そのポロシャツ、もしくは何かそれに近いものを用意していただいて、役場の職員の方、関係職員の方、皆さんがそろって着ておられるということが、それがいつも町民の方から目にとまるということが私は大きなPRにもなり、また、連帯感にもつながると思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。一番根底にありますのは、考え方とし

ては同じ思いを持っているというのは御理解いただきたいと思うんですが、これまでの答弁の中でもありますけれども、町費で全体を賄うということが好ましいのかどうかということを考えたときに、賄えないという結論に今の段階では達しているということとして、町長答弁の中にもありましたが、互助会の存在であるとか、互助会の財政的な状況についてというのはお答えさせていただいてるとおりです。

その中で、ポロシャツということでもさせていただきました。それはカーミンのPRということも含めてということですが、これにしましても、金額にしますと、それなりの金額が出ます。3,500円ということですから、ドクターとかその辺を除いていきますと200人程度になるのかな、実質はその程度になるのかなとは思いますが、そうしましても、100万を超える、少し超えたところの金額ということになります。これが常時ということになりますと、半袖のポロシャツ1枚では済まないということになりますから、金額はどんどん上がっていくということになります。

例えばっていうふうに御質問いただいたときにも考えました。スーツを買うとすれば幾らであろうかと。そのなると1,000万というふうな金額が出てきたりするものですから、それを税金で賄うということはいかがなものかということですので、必要最低限、できる範囲でということ今、対応させていただいてるといいます。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 町費で賄う、貸与ということになると大きな金額になるということで、それが、だから無理であるということとするなら、私は職員の方の御協力、御理解が得られるものであれば、皆さんのふだん仕事に着ておられるのは私服を着ておられます。私服にしても、やはり自分で用意されたものであるかと思えます。そこらのことも含めて、強制的ではないにしても、何か一体感を持つという意味での皆さんの御協力がいただける範囲でポロシャツなりを推進するというふうな考え方もあろうかと思えますので、このことについては多分、御回答は同じことかと思えますので、また機会があったときにそういったこともどうだろうかというふうな形で職員の方に御意見を聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと質問、時間等がありますので、次に移りたいと思います。

3番目の質問に移ります。3番目につきましては、特例措置として高齢者施設等において医療行為の必要な方を含めた重度心身障害者（児）のショートステイ受け入れ等の利用要望に対する神河町における環境整備について、老人保健施設等と協議していただきましたでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 3つ目の、特例措置として医療行為の必要な方を含めた重度心身障害者（児）のショートステイの受け入れ施設、利用要望に対する環境整備についての質問でございます。

これまで医療がほとんど必要のない重度身体障害者については、加西市のナーシング

ピア加西や朝来市の真生園、佐用町のシャインなどの身体障害者療護施設を利用してきました。医療行為の必要な医療型重症身体障害者（児）施設については、これまで西播磨、中播磨地区にはなく、県内にある7施設のうち、多可町の医療センターのぎく、入所60床、短期入所が6所であります。など、4施設を利用してきたところです。

しかしこのたび、姫路聖マリア病院に医療型重症身体障害者（児）が医療・介護・福祉サービスを生涯にわたり利用できる施設が昨年12月29日に着工され、平成29年4月1日に開所の予定をしているところでございます。詳しくは健康福祉課長から説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。現在、医療型重症心身障害者施設の短期入所については、町内の方2名が時折利用されております。先ほど町長が説明されましたとおり、このたび姫路聖マリア病院に医療型重症心身障害者（児）が利用する医療・介護・福祉サービスを生涯にわたり利用できる施設が昨年12月29日に着工され、来年の4月1日に開所の予定をしております。

事業は、姫路聖マリア病院のルルド館という名称の施設を新たに建設をされ、鉄筋コンクリート造地下1階、地上4階建て、7,362平米、入所80床、ショートステイ8床、デイサービス1日当たり10人が利用できる施設となっております。

この施設が完成することにより、神河町の医療型重症心身障害者（児）が、これまで以上に利用しやすくなると思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） マリア病院のほうで80床もの大きな施設ができるということで安心された方も多いかと思えますけれども、これまで、私がこの質問をさせていただいたのが平成23年の6月でした。そのときの課長は、病院の近くにあります老健施設、老健かみかわですかね、そちらのほうに急遽の場合、そういった吸引なり医療行為の必要な方の受け入れをしていただけないかなということ、県の方と一緒にお願いしたところ、やはりそれはちょっと受け入れられないという回答であったということで、その後も協力体制をとりながらお願いしていくというふうな回答を得ておりました。それから以降、どういうふうな動きがあったのかなというふうなことで今まであったんですけれども、やっとそのマリア病院のほうでということ。ただ、距離もある中でもありますし、これまでそういった医療行為の必要な方につきましては、ほかの施設で受け入れていただいていたということですが、町内の高齢者施設では、その障害者の方だけにとどまらず、高齢者の方についての医療行為っていうんですかね、吸引とかそういったことの受け入れ体制っていうのはどの程度していただけるような状況なんですか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。一応、基

本的には痰の吸引程度は施設では実施していただいているようです。施設によっては胃瘻なんかの方についても嘱託医が指導しながらやっているとところもあるようでございます。詳細については私どものほうでは把握しかねておる状態でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 老健施設のほうへ、平成26年以降、何かの形でモーション、動きをしておられたかどうかっていうことも聞きたいと思っておりましたけれども、そういった形で多分、老健のほうについてはお返事はそのまま同じことだったのではないかなと思うんですが、何回かそういったことで町内での施設に対して、障害を持っておられる方の医療行為の必要な方の受け入れということについては尋ねられたことがおありでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。40歳未満もしくは40から64歳までの2号被保険者の方で、その方が特別養護老人ホーム等の介護福祉施設のショートステイを利用することができるかということちょっと調べてみました。今の制度の中では、新しい施設をつくって、そこでその法人が指定を受けるなり増床をするなりして、そういう枠をつくって県の指定を受ければ、それはできるということでございます。

また、介護認定を受けられた1号被保険者、2号被保険者の方が身体障害者の施設を利用することは逆に可能になってございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 済みません。もう一度ちょっと、先ほど一番最後に言われた、障害を持っておられる方が、済みません、最後の言葉、もう一度お願いします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。介護認定を受けた重症の身体障害者の方が、こういった医療型重症身体障害者施設の利用ですね、それについては可能です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） これは介護認定を受けられた重度身体障害者の方の利用が可能であるということになると、その年齢というか、その身体的な状況とか、そういったことについての制限はどうなんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。ちょっとその重症ってところで介護保険施設では対応できないような方ですね、ですから、もう医療の必要な重症の身体障害者の方については介護保険の適用を、一般的には65歳になれば障害者の方も介護保険のサービスのほうに移行していくということが原則でございますが、特例としまして、介護保険の認定を受けた方が障害者施設を利用するこ

とは可能と。ただし、その介護度の区分とか障害の区分ですね、それについてはちょっと調べておりませんので、御勘弁いただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） わかりました。介護認定を受けられた重度心身障害者の方が障害者施設への利用は可能であるということです。ここの質問に対してちょっとずれるかもしれませんが、反対に、障害者施設に入っておられて、65歳になられた方が、今度は介護施設へすっと移行ってということは可能なんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。基本的に特別養護老人ホーム、原則として要介護3以上っていう部分がついておりまして、2でも特段、社会的要因で介護者がいないとか、そういう配慮がされる方については2でも入れますけども、基本的には3以上の方ということになります。そういう条件を満たせば、障害者施設から特養施設への入所は可能となります。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 今現在、障害者施設に入所しておられる方が長年そこでの生活をしておられて、やはり65になられても家には帰れない、だけど、障害者、介護施設へは入るレベルではないというか、要介護3とかいう形ではない。それとか、知的の方の状況によっては介護施設への受け入れはしていただけない、そういった方の居場所ってというのが、やはり現在ない状況っていうんですかね。ですから、その方が出られない限りは若い方がその障害者施設への入所っていうこともできないということで、動きがとれない状況であるように聞いたこともありますので、障害者の方の施設のことについて、介護施設とも合わせて、やはり今からちょっと慎重に、十分に足りているのか、これでいいのかということを考えていっていただきたいというふうに思うんですけども。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。65歳になって、必ず障害者施設から老人福祉施設に移動といいますか、入所するっていう決まりはございません。そのまま障害者施設で入所することも可能です。ただ、松山議員さんが言われましたように、実際、障害者施設のそういう重症のところについては、大変入所希望者も多く、在宅でしか生活できてない方も実際おられるのが現状でございます。今後、国の問題として取り上げていただいたらと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 国の問題という形だけではなくて、町もしくは郡レベルの形でも、やはり少しずつでも検討していただきたいというふうに思います。神河町だけではないんですかね、郡の単位でニーズ検討委員会ですかね、そういったことを立ち上げておられるということですので、そのことについて、その委員会でも、

やはりいろんな方の状況を把握していただけていただけるものというふうに期待しておりますので、障害者の方の施設整備についてはできるだけ積極的に考えていただきたいと思います。

これについて、簡単に今のニーズ検討委員会ですか、そういったところの状況なりを教えてくださいませんか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。今の件、障害福祉計画策定委員会のほうでもいろいろとその問題が出まして、1年前にその計画書を策定したんですけども、先般3月14日の日にもその検証ということで委員会を設置いたしました。そういう中でも、このショートステイ等についていろいろと議論が出されておまして、1町だけでは本当にその施設をつくるということは無理なので、今後においては郡内でいろいろと協議していこうという確認をしておりますので、今後においては健康福祉課のほうで、郡内で協議していくものというように思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 積極的な動きを見せていただけると、保護者の方、もしくは当事者の方も幾らか期待を持ち、安心もされると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4番目の質問に移りたいと思います。4番目は、介護従事者の確保対策についてです。これにつきましては、これも5回ほど、ちょっとしつこくですが、質問させていただいております。それについてのその後の状況なり、それから要望をしていただいた状況なりを教えてくださいませんか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 4つ目の質問の介護従事者の確保についてでございます。

介護従事者の確保対策につきましては、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等により、国民の福祉・介護ニーズは多様化、高度化している状況でありまして、これらのニーズに対応する福祉・介護人材は質・量の両面において一層の充実が求められている状況でございます。また、こうした少子高齢化の進行等によりまして労働力人口が減少し、全産業的に労働力の確保が困難となっている中で、限られた労働力の中から国民のニーズに的確に対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題であり、国民生活を支える福祉・介護制度を維持する上で不可欠の要素であると言えます。

国も介護従事者の就職者数の低さや離職率の高さを鑑み、長期的、安定的に介護職員を確保、定着させることができるように、平成22年10月以降は、介護職員処遇改善についての介護報酬が加算されるようになっております。その後、平成27年4月に法改正、介護職員1人月額2万7,000円の介護職員処遇改善加算を行い、賃金水準が上がる取り組みをしています。しかしながら、全国的に福祉施設の介護従事者の確保は大

変困難な状況が続いているのが現状でございます。

神河町といたしましても、兵庫県に対し、あるいは国に対しということで介護従事者の人材確保についての要望は毎年行っているところでございます。兵庫県においても、その人材不足という部分については十分承知されているところでございます。

また、これまでの質問について回答をしてきましたように、松山議員からも再三質問としてされるわけですが、町として介護施設に対して制度上、賃金や労働条件について直接指導できる立場ではございません。しかしながら、施設長との懇談会等を開催しながら、賃金体系や職場環境を改善し、他の職種に劣らない賃金水準での就職や離職のない魅力ある施設になるよう、お願いしているところでございます。

また一方、当町では少しでも多くの介護職員を養成できるように、平成28年度にNPO法人と社会福祉協議会が県の委託を受けた介護講習会を神崎支庁舎において開催する準備を進めています。実習先としては、町内の2つの特別養護老人ホームで実施する予定でございます。

以上、平成28年度からは介護職員の養成についての事業を関係機関と共同で実施する予定でございます。

いずれにしましても、2025年問題、高齢者がピークに達するという、そういうことも考えたときに、明らかにマンパワー不足というのは言えるわけでございます。そう考えたときに、これからはより人と人との接する職業というものが非常に充実をさせていかなければいけないということだろうというふうに思っております。これは神河町だけではなく、もうこれこそ国が本腰を入れて取り組むべき課題であろうというふうに思うところでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長が説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。先ほど町長が説明された介護職員処遇改善加算があるわけですが、なかなかどの介護老人福祉施設においても介護職員の確保が難しい状況が続いています。各施設の職員募集については、各社会福祉法人等がハローワークや日曜日に発行されます新聞折り込みで求人募集を行ったりして募集をしているような状況でございます。

平成27年、昨年6月定例会において松山議員からこの介護従事者の確保について御質問いただき、介護職員養成講座の必要性を私は感じました。そこで、社会福祉協議会のほうにそういう、昔、2級ヘルパー講習とかいうのもやりましたので、社会福祉協議会の局長に相談をしておりました。その結果、介護従事者の確保対策と生活困窮者の自立支援対策として、本年9月から11月末にかけて、108時間の講座ですけれども、ワーカーズコープ、正式名は企業組合労協センター事業団、NPO法人でございます、と社会福祉協議会が主催となり、町内の特養の協力を得て、県の委託訓練事業として、神崎郡内の方に対し、介護職員初任者研修を開催できるよう県へ申請中でございます。

3月末に委託の可否が決定します。

この研修をするためには県の委託の認可が必要でございます。開催場所は神崎支庁舎で神河町以外の方も参加でき、20名を募集いたします。ただし、10名以下の募集でありますと、この講習会は開催できません。このような講習会を開催することで、一人でも多く町内の介護施設に介護従事者を送り出したいと考えています。

また、地域創生事業等において、町内に移住した方が職を探しておられるようでしたら、役場の関係機関と連携して施設職員についても御紹介できたらと思っています。以上、説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 講習会を開いていただくということで資格を取るだけでも大きな金額がかかりますので、その部分については軽減されるということで、資格を取ってみようかなという方もいてくださることを期待しております。

ただ、介護従事者がふえない、それから今、いろんなチラシにもあります、あやめ苑とかほかの施設も募集をかけておられます。でも、応募がない、イコール、やはりその介護職ということについて、今現在、魅力として感じてくださってないということだと思います。ですから、その魅力がない、イコール、それはやはり処遇というか、給料が低いと、だから生活をしていく上で大変である。そして、今働いておられる状況が高齢者の方であり、また障害を持っておられる方であっても、その人の生活を支える、生きていく上のことを支えてるという大きな仕事でありながら、なかなか給料が上がらないという状況であります。

そして、この制度につきましては、何も一般企業がやっていることではなくって、国が介護保険制度をつくり、その制度の中で介護報酬も決め、施設なり事業所へ配分していると、その中で動いておられる職員の方は、その限られた財源の中で配分された給料で、その中で動いておられるということです。なかなかその改善策がというか、改善されないまま今現在、しんどい思いをしておられるということです。夜勤もあったり、それから本当にサービス残業、いろんなイベントをしようと思っても、休みをとって、ほかの方は高齢者の方のお世話をします。そのかわり、自分たちは休みのときに出てきていろんなイベントの準備をしたりとか、練習をしたりとかと、そういう形でサービス残業をしながら仕事をしておられる。または自分の研修を、質の向上っていうかね、技術を高めたくて、研修に行きたいけれども職員の交代要員がないから研修にも行けずに、その中で頑張っておられるという施設もあるように聞きます。その中で、やはり一番報われるのは給料ではないかなというふうに思うんですね。ですから、給料体制が高くなれば、もう少し若者も、または今、資格を持っておられる方もその介護職について魅力を感じ、また本当に魅力あるというか、お金だけのことではないんですけれども、介護をし、それからお世話をしていることについて、高齢の、介護されてる方から感謝をされる仕事であるというふうな気持ちで頑張っておられるということの、その仕事って

うかね、介護職を魅力に感じていただけるような体制づくりってということについては給料面が一番大事かなというふうに思います。

これにつきましては、今言われました介護の改善ということで2万7,000、これは平均です。もっと低い施設もあろうかと思えますけれども、それをさせていただいても、手取り19万あるかないか。もっと低い方につきましては、募集されてたのを見ますと19万からというふうなチラシの募集があったりします。でも、これは全部含めての総支給額であって、そこからいろいろ引かれて手取りは14万ぐらいになるということも聞いております。ですから、一般企業からして10万ほど低いというふうに言われているのは、やっぱりこれは当然実態なのかなというふうに思います。ですから、介護の報酬について、加算がついてるからこれでいいのではなくって、やはり何かの形で神河町の高齢の方を支えていただこうと思えば、障害者の方を支えていただこうと思えば、何かの手だてをしないとイケないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 何回も、これまでも申し上げているとおりでございまして、松山議員が先ほど言われました介護職における低賃金の状況ということ、毎回聞いているわけございまして、その給与形態というものが何を根拠に打ち出されているかということ、介護保険法が成立をし、その介護報酬の中からこの給与面のシステムができ上がっているということでありまして、そう考えますと、神河町で何ができるというよりも、やはり国として何をやるべきなのかというところを、もう本当に根本的に見直していかなければいけないという状況にあるわけございまして。そう考えますと、介護報酬をもっと上げなければいけない、介護保険料をもっと上げなければいけない、そして、生産年齢人口をもっともっとふやしていかなければ税収確保につながらないという、そういった国そのものの構造から根本的に変えていかなければいけない時期に来ているということやと思うわけです。

人口減少の中で今、国においては一億総活躍社会の実現だというふうに言っているところございまして。そう考えますと、賃金面においても改善をしなければいけないという、そういったことも安倍総理大臣も発言をされているわけでありまして、その部分については、私どもとしても県や国に対して要望をしている、これを積み重ねていくしかないというふうに考えているところございまして、本当にそれぞれの施設でマンパワー不足で困っているということになれば、それこそ募集をかける側がやはり給与面における改善策も打ち出すことで確保ができるという、そういった関係も一定は出てくるのかなというふうに思うところございまして。

とはいいいながらも、神河町としてできるところというのは、各事業所において施設長との相談、懇談もさせていただいているわけでありまして、それを継続するというところにしかならないというふうに現時点では考えるところございまして。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ちょっと時間がないので意見だけ述べさせていただきたいと思います。町長は、やっぱり国が、県がというふうに言われます。でも、それを待っているのは神河町の高齢者の方は介護していただけない状況になります。在宅でお世話されてる家族の方の仕事も奪うような形になろうかと思えます。人口対策、それから子育て支援、いろいろ力を入れようとしておられる中ですから、その介護の仕事が大きな雇用だというふうに考えていただけないかなというふうに思えます。その介護、今、町内にある施設、事業所、300人以上が必要だと思えます。それを一つの事業所や大きな企業だと考えて、その誘致をするというふうなことを方向転換していただいて。

○議長（安部 重助君） 以上、残念ではございますが、時間が来ましたので、終わらせていただきます。

以上で松山陽子議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、4番、宮永肇議員を指名いたします。

宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 4番、宮永です。通告に基づいて質問をいたします。

まず、地域創生に向けて、住民と行政は緊密な協力のもと、地域力を養っていくことが求められています。安全・安心の環境づくりこそが今、必要です。

まず、最初の質問でございますが、クリーンセンターの次期計画について、先般、福本区で説明がありましたが、事情は事情として理解はできるのですが、さりとて、いつまでも継続というわけにもいきません。聞くところによれば、RDFの商品価値についても、やがて現状には限界が来ます。いずれの方法、手段にしても、将来に向けて不安を残さないようなごみ処理システムを構築していただきますようお願いをします。

処理システムを構築していただきますようお願いをするわけでございますが、これについては、その経緯というものの、構造というものの、危険の範囲はどういうものかというふうなところがやはり住民に十分に理解をされないと、あらぬ疑い、あらぬ不安というものを呼び起こすようなことになるので、わかりやすく自分たちの平和な生活のためには、幸せな生活のためには、ここまでは辛抱していただきたいというふうなことも交えて、住民への説明というものが必要なのではないかと考えております。

このことについて、これまでの流れといいますか、現在お考えのところ、決して町長と議論をしようとかいうことではございません。わかりやすく、これからこういうこと

になるんですがというようなことで、住民への意見ということでお聞かせいただいたらありがたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の御質問にお答えします。

ごみ処理については、クリーンセンター稼働停止後の施策としまして、くれさか環境事務組合への委託にかじを切り、公文書にて平成24年11月13日付で委託の申し入れを行い、受理をしていただきました。依頼文書提出後は福崎町役場やくれさか環境事務組合に出向いていきまして、動向把握や情報収集に努め、その都度関係者会議において報告及び検討をしてきたところでありました。なかなか月日が経過する中で御返事がないというふうな状況もありましたが、くれさか環境事務組合につきましては、このくれさかクリーンセンターの延命工事についての議論が平成24年からずっと続いていたところでございます。そして、最終的に延命工事は実施しないということが決定をされ、これを受けて、平成27年10月23日付で、くれさか環境事務組合管理者から正式に、基幹更新工事を実施せずに稼働させるもので、老朽化し、処理能力が低下していく現施設で受託したごみを安定して処理することが困難であると判断したという内容の北部クリーンセンターのごみについての受託お断りの文書が届いたわけでありまして。

このことを受けまして、再び神河町、市川町、中播北部クリーンセンターの3者で将来ケースの検討協議を重ねてまいりましたが、現時点で1つのケースに絞り込むことは困難な状況でありまして、どのようなケースに決定になるにしても相当の期間を要することから、福本区に延長のお願いをせざるを得ないと判断し、平成28年1月24日に福本区に施設使用期間の延長のお願いをさせていただいたところでございます。

くれさかクリーンセンターの稼働期限は32年度末と聞いておりますので、その際には構成町であります福崎町も今後新たな受け入れ先を探すことになることが想定されるわけでありまして。そのようなことから、神崎郡3町による新しい施設の建設か、新たな委託先を探すことが考えるところでございます。今後においては、将来ケースの検討を早急に行って、次期ごみ処理計画を策定していく考えでございます。

RDFの商品価値につきましては、現在の受託会社であります株式会社日本リサイクルマネジメントと順調に取引が行われていることから、今後もこの状態で推移していくものと考えています。

RDFの現在の2町の取引状況について、RDF単価は1トン当たり500円で、年間取引量、約2,700トンであります。売り払い額は500円掛けますと2,700トンで、135万円になります。1町当たりでは約67万5,000円です。運搬経費について、単価は1トン当たり6,690円でありまして、支払い額は約1,950万8,000円になってまいります。1町当たりでは975万4,000円となりまして、歳入歳出差し引きで907万9,000円の持ち出しとなっている状況であります。

ごみ処理施設の新設の場合は、廃棄物の適正処理の役割にとどまらず、発生する熱を

利用した発電や廃熱利用に加えて、低炭素化や地域の防災拠点化など、最新のごみ処理システムを構築していく考えでございます。

跡地の活用については、将来における検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） ただいまの御説明で逆ざやの状態になってますということでございますが、これをはっきり言ってもらったのがよかったんでございますが、これを長年、延々と続けるということについては、やはり誰が考えても無理があるというふうなことになるまして、その無理の中で少しでも経費を安くしようとかいうふうなことで、例えばRDFのいわゆる製造について、効率とか費用対効果とかいうことをやりますと、すぐ公害のもとにつながっていくわけございまして、RDFも製造開始直後にもやっぱりそういう話が出まして、要は、ごみを乾燥させる段階でダイオキシンが発生しますということで、非常に厄介なんです、温度が高くなったり低くなったりという段階でやっぱり発生します。いわゆる運転開始したり、終了させたりするときにそういうものが出る、そういう瞬間があるんですという説明も何回も聞きまして、常に高温で燃焼をさせるということでダイオキシンを吹き飛ばすというふうなことだったそうでございます。正確にはちょっとどうなのかわかりませんが、そういう趣旨で話は聞きました。

そうなりますと、24時間連続でやるとかいうような基本的なところは、もうごみの処理、燃焼とか乾燥についてはそういうことが望ましいというふうな話でございましたけれども、この神崎郡北部についてはごみの量が少ないために、そこまでできません。年々、いや、日々その点火したりというようなことになってくるわけでございますので、これはどうしようもないと、宿命的なものですというようなことでの話でございました。ですから、それをいかにうまくやるのか、そのRDFより、さらにいいものを、いい方法をといるのをとにかく一日も早く構築する必要がありますので、これは世間ではRDFが成功したように思われた時期があったんですけれども、現実はどうでないと。貯蔵してるうちに発酵するんですか、そういうことで発火してしまって、神戸製鋼でも火事を起こしたりしました。

RDFを受け入れる段階で福本区で検討委員会とかいうものを立ち上げて、いろいろ研究をするというようなことで、その中においても当時、横浜でしたか、IHIがつくったプラントがやっぱり火事になりまして、危険なもんだというようなことでの意見が出まして、それが受け入れ反対ということにつながったりしたんでございますけれども、そういうことは絶対に起こさせないというようなことで、当時、宍粟にもありましたし、プラントがありましたし、それから湖東のほうにもありまして、そこいらを見学に行ったりして、どういうものかというようなことでいろいろみんな勉強したわけですが、その中では、要はうまくプラントを操作、決まりどおりに運転する上では何ら問

題はありませんというふうなことでのお話が両方から聞きまして、両方からまた福本のほうにお見えになって、総会の席上でそういう話も聞きました。安心もできると、しかし、危ない要因も含んでるというふうなところで理解はしてるつもりでございますが、そういうこともあって、あそこの運転については非常に細やかな神経で扱っておられて、それとまた、人間的にもやはりすばらしい人が担当で、それぞれ交代しながらやっておられて、いわゆるRDFという名前がついた上での廃ガスの問題とか、そういうところは今のところは全然出ておりませんので、これで安心なものというふうに思い込まれてる方がありますが、実はそうではないと。安全とその危険因子を含んでるのは紙一重のところでございますんで、やはり一日も早く安心できるものにしないと、みんなが無関心になってくると事故を起こすというふうなことが往々にしてありますんで、そういうところについて、町長のほうで何か新しいプラントというんですか、そういう新しいごみ処理機構というふうなものを開発するというようなところで研究機関にお願いするとか、そういうことをお考えになってることはないですかね。そういうことをお聞きしたいんですが。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。福本区にはいろいろとお世話になって、施設を運営させていただいております。このたび契約として30年の3月31日で契約が切れるということで、あと2年ということで福本区のほうに延長をお願いしたというところでございます。3月13日に福本区のほうで総会が行われまして、いろいろと議論していただいた中で、延長はやむを得ないんじゃないかというような、一応結論をいただいているということで区長様のほうから御連絡をいただいております。

そういう中で今後については、延長について、今後、福本区と町とクリーンセンターとの協議を進めていくということで今、確認をしてるところでございます。

宮永議員さん言われましたように、初め、燃やすときの炉ですけども、それについては燃やすときと消すときにダイオキシンが発生するというので、ごみの数が少ないので、それを24時間ずっと燃やし続けなければいけないということで、それができないのでというようなことが前ありましたけども、今、新しいそういうようなシステムができて、とめたり燃やしたりするときでもダイオキシンは発生しないというようなことを聞いておりますので、今後においてはRDFの施設じゃなくて、燃やす施設等も、そういうことも考えに入れながら今後、市川となるのか、福崎を入れた3町となるのか、協議をしていきたいというようには思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この研究機関に委託をする、委託をして調査をしていくという、そういうことですが、現在のところ、その取り組みにまでは至っていないという現状でございます。しかしながら、これからのごみ行政というものを考えるときに、まず基本に置かなければいけないのは、このごみについてはそれぞれの自治体で処理をするとい

うのが原則でございますので、そこを基本にしながら、広域的に取り組むべきところは取り組んでいくという、あるいは事務委託をしていくという、これも法的には認められておりますので、そういう方向を探っていかなければいけないということでもあります。

そもそもこのくれさかクリーンセンター、姫路市と福崎町での広域行政でございますが、そちらに事務委託をしようということになったのは先ほども申し上げたとおりでありますけども、とにかく平成30年3月31日で中播北部クリーンセンターが運転終了ということでもありますので、その後でどういったごみ処理をしていくかということを考えてときに、当時はまだこの2町での運営についても補助制度がございましたが、現時点でいいますと、2町でのこのごみの量、あるいは福崎町も含めて考えてみても、現状でいいますと補助メニューがない、いわゆる単独で建設をしていかなければいけないという、ごみ行政に関する環境が大きく変わってきているということがございます。

そういうふうな中で、くれさかクリーンセンターが延命工事をやるというふうな中で、どうでしょうか、中播北部事務組合さん、考えてみてはどうでしょうかというお話をいただいて、私どもとしてもいろいろなパターンを試算をいたしまして、住民にとって、より効率的なごみ処理はどうかと考えた結果、くれさかクリーンセンターが延命工事をするのであれば、そちらに事務委託をするのが経済的にも安価でよいという結論に至ったわけですが、それが延命工事をしないという状況になりましたので、福崎町といたしましても、今後、姫路市とまた違う角度で協議をなされるようなお話も聞いているわけでございます。先ほど1回目の答弁でも申し上げましたが、くれさかクリーンセンターが延命工事をせずに、この何年か後には運転終了となるとなれば、福崎町も今後どうしていくんだという大きな問題に取り組んでいかなければいけませんので、そう考えたときに2町よりも3町というほうが効率的であるというのは一般的に思いますので、現在、考えられることは2町で、現在のこの市川、神河町で新施設を建設する、あるいは福崎町も含めた3町で新施設を建設する。もう一つは、さらに広域化をしていながら事務委託という方向を探っていくということになってくると思います。そこを基本に考えなければいけない。

いずれにしても、中播北部クリーンセンターについては稼働延長というお願いはしたんですが、いつまでも延長ということには当然ならないわけでありまして、そのためにも早急に方向性を出さなければいけないというのが急務になっております。そして、基本的な考え方、これは全国的、世界的な流れ、これはごみを少なくしていく、四国の上勝町でのごみゼロという、そういった取り組みもなされています。とにかく熱を出して燃焼させるというのがどれだけエネルギーを使うか、そして高コストになるかということでもありますので、この燃焼ごみ、そういったものを極力少なくしていく、そう考えれば、生ごみをゼロにするという取り組みも神河町もしておりますので、今後、よりそれを本格化していかなければいけないことですし、さらに分別収集をすることで、資源ごみをどんどんふやしていくことで燃焼ごみを減らしていくという、こういうこと

がより低コストにつながるこのシステムづくりになってこようかというふうに考えると
ころでございます。

もう一つは、R D F も過去においては、これも本当にいろいろと、これはもう過去の
産物といいますか、そういうふうなことも言われた時期がありますが、現時点でいま
すと、R D F については、安定して商品として流通しているという状況が続いていると
ころでございます。全国的な流れ、世界的な流れで、いかにリサイクルしていくかとい
うところも、かなり技術も進んできておりますので、そういった部分も少しは期待をし
ていきながら、より安全に、より経済的にという部分を今後、中播北部正副管理者会議、
あるいは神河町、市川町も含めて協議を進めていきたいというふうに考えているところ
でございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 今、町長がおっしゃった話の内容で、今思い立って、ど
こか大学へ電話入れて相談に乗ってもらおうとかいうふうにやられると、町長、いつも
おっしゃるように、何か始めようと思えば、まず行動からということになりますんで、
私、考えようによってはそんなに難しい話ではないというふうに思うんです。ですから、
これから先、どんどん住民が減ってごみも減ってまいりますから、例えばそれをどうい
う形で処理をするのかということですから、基本的には大気汚染はやめようということ
になれば、燃焼はだめということになれば、固めて埋めてしまうとか、そういう化学処
理で溶かしてしまうとか、そこへリサイクルというふうな方法で資源の再回収というこ
とを考えて減らす。さらに生ごみは肥料にするということ、また有用活動するという
ことになると、本当にてこずってしまうようなごみがどれくらいの量になるんかとい
うことを、まず試算してみるところから始めるべきではないかなと思うんです。そんなに
大した量ではないと思うんです。それは住民さんのいろいろ御協力や努力があって、ご
みもどんどん少なくなってまいりましたということで、そういう形としてあらわれてきた
ことをまず生かすということから考えてもらうというのが私は大事なのではないかなと
思うんです。難しい、難しいということで人の財布で何かしようというのはそれはもう
到底無理ですから、神河町方式というふうなものを編み出してもいいのではないかなと
いうふうに思うんです。

ですから、この方法でやれば正しいごみを廃棄する場所が年間これぐらい要りますと
かいうふうなことで条件でも出てくれば、それが是か非かということをもまず考えればい
いわけですから、まず、今のR D F はやれば安全な範囲で何年か先までは何とかやり通
せるが、この峠を越えれば後はいいんだというものは絶対来ないんです。さらに今、買
い上げてもらってるところの経営状態がどうかというふうなことでなってくると、たち
まち行き場に困ってしまうようなものになります。ですから、それをもっと砕けて、も
ういろんな人の意見を聞きながら、試しに小型のプラントでもちょっとつくってもら
ってやってみようとかいうふうなことでやるには、みんな立派な人はたくさんおられるん

で、そういうところで相談をしたり、実験をやったりいうことで、ごみそのものは一体どうするのがいいんかいうことをまず考えていただくと、日本の中でも新しい方式ということで神河町方式というものが何か浮かび上がってくるような気もするんですけども、まず、人の力を頼りにしてるというんではちょっとだめでございますから、ですから今、姫路市で新しいプラント、豊岡で新しいプラントというような話で、皆さんそっちへ頼んだらどうかいうふうなことをすぐおっしゃるんですが、非常に遠いところへ運賃をかけて持って行って、頭を下げてやってもらって、お金は取り放題取られて、それよりも自分たちが幾らか協力することで、幾らかちょっとしんどい目をするすることで、町内で処分がちゃんとできますよということになれば、一町単独でもできるのではないかなと思うんです。ごみはもう絶対これ以上ふやさない、減らそう減らそうということで、そういうことで目標にして住民運動か何か起こしてでもやるべきじゃないかなと思うんです。でないと、年間大変なお金がかかりつつあります。将来、この町に残った人の肩にみんなそのごみの問題がかかってくると。これじゃやっぱり、ここに住み続けてほしい言うても逃げてしまいますから。ごみの処理が一番住民をここにとどめる一番の策ではないかなというふうに思うんですけど、いかがですかね。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） いろんな方法があると、あるいはいろんな方法が実は眠っているんだというふうな御意見でございました。いろいろな可能性を探っていかなければいけないという思いでございます。いつまでも稼働延長ということではないというのは私自身強く思っておりますので、そしてまた現在のクリーンセンターが建設されたという経過も十分認識した上で事に当たっていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 返事を渋られるというのはよくわかるんですけども、福本区に延長ということで公文書でお願いをされてるわけでございますから、いついつまでに何とかする、こういうことになるから、そこでめどをつけるからそれまで待ってくれというふうな言い方が普通、物を頼むときの常套手段でございますので、いつかわからんけどちょっと延ばすというのは、それはこの峠を越えると向こうにいいところが見えるようになるからというのと同じで、当てにも何にもならないということになってきますので、せっかくいろいろの取り組みをそういう曖昧な話にしてしまうというのは、ちょっとやっぱりもったいないんで、ですから、まず、方式だけでも、燃焼式はだめです。残念ですけど、今、RDFで今日まで事故を起こさずにやってきましたけれども、これも近い将来には限界が来るので、これも諦めざるを得ないと。その代替策として、こういうことを今考えようとしてますというところから話が始まらないとぐあい悪いのではないかなというふうに思うんです。いろんな大学との交流とかそういうこともありますから、ごみ処理について学生さんに考えてもらおうとか、試しに燃焼以外のことの処理のプラントをつくってみて、それで溶解させるとか、プラスチックで固めるとかい

うふうなことも試してみるとこういうものができましたということで具体的にやれば住民の関心も高まってまいりますんで、これなら一町単独でやれるかもしれないと。そこへほかの町が相乗りを希望されたら、それはそのときに費用を分担してもらったらいいわけですから、そういうふうにならばちょっと問題を、もっと細かく分けて分けて考えて、ごみそのものが何かがごみになってるのかいうところからやらないと、前に上勝町のほうへ見学、視察に行きましたけれども、あそこは人数が少なく、2,000人足らずのところですから、どんなことでもやれたんです。住民の協力も得られたんですけど、神河町はまだそこまで減ってませんから、今のうちに何か自動的に簡単な話し合いで協力できるような機構をつくっておくとか、最終的にはごみとか、それから下水とかいうものは人間の一番大事な部分でして、ここんどこに居つかせる一番いい考えでございますんで、何とかもうちょっと積極的に取り組んでいただきたいなと思うんです。少なくとも、福本区にはいつごろに、何か考え方のめどといいますより、一つの、どういうんですかね、案を持っていくんで、それを考えてもらっていつまで延長とかいうことで話をされたら、さすが町長のおっしゃることは違うなというようなことになってくると思うんですけども、ただやってみるとわからんと言ってる間にやってみたらどうですかと、こういう話になりますんで、誰かがやっぱり決断しないと始まらないということになりますんで、これはもう町長、いつもおっしゃってるところですから、何とかそういう糸口をちょっとやってほしいんです。町長が泥にまみれていろいろやられなくても、たくさんの方がおりますし、ボランティアの方もおりますし、じゃあこういうことでやると、このごみというものが無害なものに変わるんなら、それこそ水に流してもいいと、今の下水がそういうことですからね。そういう意味でちょっとお考え直し願いたいんです。いつごろまでに何か取り組んでみましょうとか、せめてそれぐらいの返事が欲しいんです。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 今、中播北部事務組合といたしまして、全く手つかずというような状況にはございません。この今の状況に至るまでにどういった方法があるかというところでは、事務レベルで再三協議をしながら進めてきているという状況でございます。しかしながら、宮永議員が求められているこの回答が、きょう時点ではなかなか返せないという実情がございます。しかしながら、福本区におかれましても、ただ漠然と延長だと言われても困るというのはもう十分、これはもう承知しているところでございます。実際、福本区にお願いに行かせていただいたときも同様のこの発言もいただいているところでございますので、次回、福本区にこの提示をさせていただくときには、おおむね何年の延長というふうなことを言わなければ、それはそれで私どもの姿勢が問われるわけでございますので、その部分は御理解をいただきたいというふうに思うわけでありませう。

上勝町のお話もされたんですが、私も2,000人の町だから、これだけの分別収集ができるんだろうと思っておりまして、思っ言おうとした前に、上勝町のほうから、

2,000人の町だからできるんだというふうに思わないでくださいと、人口規模は関係ございませんと、要はやる気なんだというふうに言われたことを私、今も覚えているわけでございます。ですので、神河町として一町単独でやるという、そういったことも十分可能だろうというふうに思うわけであります。

ただ、一つ言えるのは、福崎町も何年か後には具体的に考えていかなければいけないというのがございますので、その部分も少し状況を見ながら進めていきたいというのが一つございます。そこがございますので、具体的に方向を定めることが少しできにくい環境があるかなというのは実態でございます。いずれにしても、いろいろな方策を考えながら、また大学との連携もしておりますので、相談もかけながら進めていければというふうに思っております。強い気持ちで臨んでいくことは間違いございませんので、御理解をいただければと思います。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） そういうふうに言われてしまうと、まことに残念な思いなんです。じゃあそれでいいですわいうて、ちょっと言えないので。ただ、私は今、福本区を代表する人間でもありませんし、ただ単に今まで行きがかり上というんか、うちの近所にできたというようなことから、皆さんの嫌がってた、そういうその気配もみんな知ってますんで、ただ、ごみというのは捨てるという事でなくしてしまうというわけにもいかないというんで、これと仲よくつき合っていくというふうなところから、再利用とかいろいろな有益なものに変わっていくヒントが生まれてくるということから、ただ単にどっかに頼んで燃やしてもらおうとか、そういう考え方では町の将来が本当に危なくなるというふうなことでございますから、何かやっぱりここで考えんといかんやろうと思うんです。

例えば、ごみの肥料化とかいうふうなことも一生懸命考えてやられてるところもあります。あれも一種のごみでございますから、堆肥というのもね。ですから、堆肥にならないもの、プラスチック系のものは、これは熱で溶かして固めて、また新しい種類のプラスチックをつくって製品をつくるということも既にやられてるところが、事業化されてるところもあります。ですから、そういうものでリサイクルというものに本気で取り組むというそういう姿勢がなかったら、やっぱり生かせないと思うんですね。

ですから、何とかこのごみというものを新しく利用して、何かその新しい生活機構というふうなものに役立てるようなことができればいいのにというような、そういう話にはもういろんな方が食いついてきますから、やっぱりそこら辺から皆さんの希望を聞いたり、ごみはじゃあ1週間に一遍の収集でもいいですか、10日に一遍でもいいですかとかいうところから、また工程的なものとかプラントの能力的なものとかいうところがまた選んでいけますんで、やはり頭の中かたくなってしまって、日々の処理ということで何とかこういうふうにしなないとということになると、やっぱり難しいと思いますので、町長にそこまでこうせい、ああせいとはとてもよう言いませんけれども、とにかく今の

ままではちょっとお考えもいろいろあろうと思ひまして、その選択というのも難しかりうと思ひますんで、今度6月の議会でもう一度同じことをお尋ねしますんで、少なくとも3通りぐらいは考えてみたとか、しかし、それぞれ欠点、長所、いろいろあってどうも選びにくいと、現状のRDFが一応その中では一番いいと思うと、安全と思うというんなら、これをもう少し延ばしましょうやということもいけるんですけども、プラスチックで固めて埋め込んでしまうというのが、今の原発の燃料の廃棄処分が何かそういう方向に行くそうでございますんで、あれは青森県の地中800メートルぐらいに沈めてということで、一時そういう仕事も手伝わせてもらったことがありますけれども、あれも近づけて置いとくとお互いに連携ができて爆発するおそれがあるといひますから、今、家庭生活のごみではそんなことありませんから、岩盤の非常にかたいところで岩石の多いところなら大きな穴を掘って、それを封じ込めてしまうということもできそうでございますから、一時的なことじゃなしに、恒久的にこれから先、5,000人規模、7,000人規模の町になっても30年間はごみの心配はしなくてもいけますよというぐらいの、将来の人に対しての責任みたいなものを私はここで果たそうというふうなことでお話をいただいたら、それは多少厄介なことがあっても辛抱して聞こうやないかということになりますんで、何とかそういう努力を重ねていただきたいなというふうに思ひます。

たくさんの方がおられるわけですから、それぞれのお考えというのを公表されたら、また、議会の議員呼んでもらって、議会のほうでそういうことを聞かせてもらってもありがたいと思ひますし、ただ、行政だけの判断で限界いうものを勝手につくってしまつて、これは越えられないというふうな結論を出されるということについては非常に不満が出てきますんで、それだけはしっかりと記憶にとどめといてほしいんですけど、そういうことをお願いしたいと思ひますが、ちょっと念のために町長の御返事を。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 6月の議会でもう一度同じ質問をされるということでございますので、私どもとしても引き続き作業を進めていかなあきませんので、その時点で何らかの前進した回答ができればと。また、逆にしなければいけないというふうに思ひます。そして、よりよいごみ行政をする上においても、住民の皆様方の御協力なしにはできないということでもありますので、一緒になってごみを減量していくという、減らしていくという、ここは共同作業で進めなければいけないというふうに思ひているところであります。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） どうもありがとうございます。これは兵庫県のほうにもまた御相談かけてもらって、広域とか事務組合に相談かけられるという話ではなしに、まず神河町独自で何かテストプラントみたいなものを、簡単なものを一遍仕組みをつくってみようということで取り組まれて、それを県内なり国内にどんと発信していただければ、私はそれがいいと思ひます。ですから、この非常に広い面積を持った町域です

から、安全無害なものにしてどっかに埋蔵していくというふうなこともありではないかなというふうに思いますんで、可能性というものをまず探ってもらおうというのが一番いいと思いますんで、胸を張って全国に発信できるようなことに私はしていただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

次の質問でございますが、先ほどの分で、ちょっと午前中、目が見えにくいときがありますんで読めなかったんですが、現在の処理場周辺の自然環境は大きく変化を遂げており、今後の跡地の活用についても懸念されますというのは今のRDFの処理場付近は、圃場整備をされて非常に整地はされたんですが、作物というものが……。

○議長（安部 重助君） 宮永さん、宮永議員。ちょっとマイクに紙が、雑音が入ってます。

○議員（4番 宮永 肇君） ごめんなさい。現在の処理場付近は当時のままということになっております。これについて後々、跡地の活用というのについてのお考えもあらうと思うんで、これはまたその自主的な組合があるようでございますんで、そちらのほうの御意見をまた聞いていただいたらと思うんです。

2番目は、その自然環境の保全については、空気、水等、生命にかかわる資源を汚染する事柄に対して、厳しく監視することが大切でありますから、行政は住民を守るという意識をしっかりと示していただきたいというところなんです。これはRDFを受ける出発点のときにこういう話が出ました。RDFもいまだに、やはり周辺は臭いですと、においがしますというふうなこともおっしゃってます。気のせいやろうというような適当なことを言ってるんですけども、敏感な人はただそこにあるというだけで嫌悪感を感じるというようなこともあるそうなんですけれども、私はその施設の、いわゆる効用といいますか、施設のおかげで安全なごみ処理ができてるんだというふうなことを考えれば、少しは御辛抱願いたいなというふうなことも言ってもらってもいいんじゃないかなというふうに思っております。ただ、そういうみんなが敏感な時代になってきているのに、また新しいそういう要因を持ったような事業であるとか、どういうんですか、企業誘致であるとか、そういうところからそういう問題が起きてくると、来られる側にも御迷惑をかけるし、来てもらう側にも迷惑がかかるようなところはやっぱり難しいですから、事前にそういう情報が入れば、住民とも行政ともお互いに胸を開いて相談をする、協議をすると、その上で事業を進めるというふうなことに、そういうシステムというふうなものを今つくっておかないと、事業誘致とか企業誘致とかいろんなことで声をかけていますから、今いろんな意味で条件のいいところへ行けば、多少のことは目をつぶってくれるやろうというふうなことを週刊誌か何かで私、見たんですけども、そういうことがあってはなりませんので、いろんな意味で、この空気とか環境とかいうものは、これはやっぱりお互いのために、いわゆる町自体を存続させるためにこれは一番大切なものだという意識をみんなを持って維持していこうというところが大事でございますから、そこら辺の基本的な考えを町長のほうから一言説明していただきたいんです。お願

いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2つ目の御質問にお答えします。

神河町は兵庫県の真ん中で、豊かな森林、田畑、市川上流に位置する特性を踏まえ、将来にわたりうるおいと安らぎのあふれる環境に優しいまちづくりや流域づくりを図ることを趣旨として、神河町環境にやさしい町づくり条例を平成17年11月7日に制定しています。この条例では、環境に優しい町づくりのために行政、住民等及び事業者のそれぞれの役割を定めています。

第4条において、行政の基本的責務として、行政は、市川流域の上流に位置する本町の責務を果たし、環境に優しいまちづくりのために必要な施策を実施、または住民の推進組織を育成、もしくは支援しなければならないと規定しています。

第5条において、行政の基本的施策として、行政は、環境に優しいまちづくりのために住民等や事業者の協力を得て、環境保全、良好な自然景観の維持・創造、環境美化及び公害の防止等、総称して環境保全活動を図ると規定しています。

具体的には、廃棄物減量化普及事業や公害対策事業、中播北部クリーンセンター運営事業、環境対策除草事業、中播衛生負担金事業、浄化槽管理事業、河川クリーン作戦事業、産業廃棄物処理事業、下水道事業等を実施して、環境保全活動を図っています。

また、森林の保水力を高める広葉樹の植栽に県民緑税活用事業を活用しています。再生可能エネルギー導入促進事業や省エネルギー法改正、地球温暖化対策事業により、低炭素化の取り組みを行っています。

今後においても、市川の上流に位置する特性を踏まえて、さらなる自然環境の保全に取り組んでいく所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） ありがとうございます。わざわざ読んでいただいて、時々はその文書に触れたり、声にして読んでみたりというのが、自意識を高めるということで、これは町長の御責任ではなくて我々一人一人がやっぱり常日ごろから心がけないといけないということでございますんで、それがあって初めて共有ということができるようになりますんで、ただ単に一部の条例にあるというふうなことで片づけるんではなしに、やっていきたいなというところでございますが、環境もいろいろ変わって来ますということでお話をしたんですが、最近、現在峰山でやっておられるんも、環境調査ということでやっておられまして、峰山については、以前に峰山に生息する鳥類とかいうふうなことで何か冊子をつくられたものを入手したことがありますけれども、やはりいろんな、どういう種類のものが、何を基準にして考えるときにそれが生息してるかしてないかというようなことで判断するための標本とりというんですかね、そういうふうなことがあって、但馬でいけばイヌワシが生息できるかどうかとかいうようなことを言

ったりしますけれども、この神河町、旧神崎町においては、十分に御存じの方もおられると思いますが、ここのところは、いわゆる夏の夜にはホトトギスやカッコウが鳴くとかいうことで、これはたくさんの方が御存じでございまして、福本藩があったあたりは昔からのいわゆる、200年来のいわゆる村という形式をとってたような住居の集まりでございましたから、植えられてる樹木も多くて、そういうものが夜中には北から南へ、南から北へということに飛び交うというふうな状況がございました。冬の夜にはフクロウが鳴いてるというふうなところでございましたが、そういうものは全然、今聞けないし、見れない。

このたび公園にさせていただきました、いわゆる陣屋の庭園の中の池でございすけれども、これも十五、六年前にはいわゆるモリアオガエルがすんでいたり、アカハライモリがいたりということで、10年ほど前には三田の人と自然の博物館から黒田さんという方がお見えになって、周辺に生えてるその植物相の中には非常に貴重なものが多いと。約90種類のものがこの池の周りにおりますというふうなことで、子供会の人たちにちょっと集まってもらって、そういうお話を聞かせてもらう機会をつくってもらったりということで、自然というものが非常に貴重なものであるということを知ったわけでございますけれども、それが開発というんですか、便利になるに従って、いなくなってしまうというようなことが、いわゆるそれが環境破壊につながってるということでございまして、はっと気がついたときには誰も人がいない、何も生き物がいないということになるんですよという一つの示唆でございますか、そういうことでございすんで、できるだけ我々の段階で今以上に環境を汚すことはやめようと、無理をさせまいというふうなところで、そういう配慮でいろんな事業を考慮いただければありがたいと。結局は次の子孫にこの豊かな自然をつなぐというのはそういうことでございすんで、ただ、あしたどないすんねんという話ではございませんので、そこら辺を根本に置いていただいて、いろんな事業を起こすとかいうふうなことにしていただいて、車の通行制限とかそういうものもやってるところもあるぐらいですから、お考え願いたいなど。どういうところに何が必要かというのは行政の方々に御判断をいただきたいというところでございす。

そこら辺が、そういう考えというのが異常なのか、いや、もっともです、当然ですというふうに言ってもらえるのか、そういう判断をひとつちょっとお示しいただきたいんですが、お願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 神河町環境にやさしい町づくり条例を制定をしているわけでありまして。だからということではございませんが、環境をしっかりと今の水準をできるだけ保つということは、これは行政としても責務であるというふうに私は考えております。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） なかなか返事のしにくいことをお尋ねしたんですけれども、快く聞いていただきまして、また6月に向けて検討もしてやろうということでござ

いますんで、次回以降、期待をして行政を見詰めるというふうなことでいきたいと思
います。ひとつ、町長、副町長におかれても、何とかその方向で頑張ってくださいたい
と思いますので、我々でできることなら何でもお手伝いをしたいと思いますんで、遠慮な
しにおっしゃっていただいたらと思います。

質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で宮永肇議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あすから3月24日まで休会いたしたいと思いますが、これに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから3月24日まで
休会と決定しました。

次の本会議は3月25日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さまでした。

午前11時08分散会
